

諮問日：平成29年7月3日（平成29年度（個）諮問第7号）

答申日：平成29年12月1日（平成29年度（個）答申第7号）

件名：東京簡易裁判所宛の書面により求めた調査の結果が分かる文書に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

苦情申出人が東京簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官宛てに差し出した上申書に係る調査結果が分かる文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が平成29年3月3日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断の結論及びその理由は、苦情申出人の申出に対する回答として全く不十分なものであった。司法行政上の監督権に基づく調査が誠実に行われたのであれば、その調査結果を申出人に対して明確に示すことが、国民が公正な裁判を受ける権利の実現に資するものであり、憲法のもくろみにもかなうといえる。調査実施の有無及び調査結果は、苦情申出人が現在係争中の裁判を公正に受けるために非常に重要な情報である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

東京地方裁判所の説明によると、苦情申出人が東京簡易裁判所の司法行政事

務を掌理する裁判官宛てに差し出した上申書において調査を求めた事項について、調査の有無及びその調査の結果が分かる司法行政文書は、存在しない。

この点、上記上申書は、特定の証拠保全申立事件について作成された検証調書の具体的な記載内容に関して調査を求めるものであるところ、個別事件について裁判部が作成した調書の具体的な記載内容に関する当事者からの主張や要望について、常に司法行政文書が作成され、又は取得されるものではない。

したがって、東京地方裁判所において、本件対象個人情報記録した司法行政文書を作成し、又は取得していないことは、不合理ではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年7月3日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月29日 審議
- ④ 同年10月6日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年11月10日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象個人情報は、苦情申出人が東京簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官宛てに差し出した上申書に係る調査結果が分かる文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報であるところ、最高裁判所事務総長は、本件対象個人情報を記録した司法行政文書を作成し、又は取得していないと説明する。そこで検討すると、上記上申書は、特定の証拠保全申立事件について作成された検証調書の具体的な記載内容に関して調査を求めたものである。このような上申書の記載内容を踏まえるならば、個別事件について裁判部が作成した調書の具体的な記載内容に関する当事者からの主張や要望について、常に司法行政文書が作成され、又は取得されるものではないとして、本件対象個人情報については、これを記録した司法行政文書を作成し、又は取得していないという最

高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、東京地方裁判所において、本件対象個人情報を記録した司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京地方裁判所において本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、東京地方裁判所において本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人